

地域林政アドバイザー制度 取組事例集

～市町村マッチング支援～

令和7年10月

～目次～

＜市町村マッチング支援＞

- ・ 三重県 「みえ林政人材バンク制度」 P 1
- ・ 岡山県 「おかやまの森整備公社 無料職業紹介所」 P 2
- ・ 長野県 「長野県林務行政人材バンク」 P 3

＜参考＞

- ・ 地域林政アドバイザー制度のスキーム・活用の流れ P 4
- ・ 地域林政アドバイザーの活動対象経費等 P 5

森林法改正による林地台帳や森林所有者届出制度の導入、森林環境譲与税の導入や森林経営管理法による森林経営管理制度への対応など、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となっています。

一方で、市町には森林・林業を専門とする職員が不足するなど必ずしも十分な実施体制となっていない状況にあります。

このようなことから、三重県では、市町への支援策として、森林・林業行政についての知識や経験を有する人材（林政人材）を登録し、そのリストを希望する市町に提供する「みえ林政人材バンク制度」を設けています。

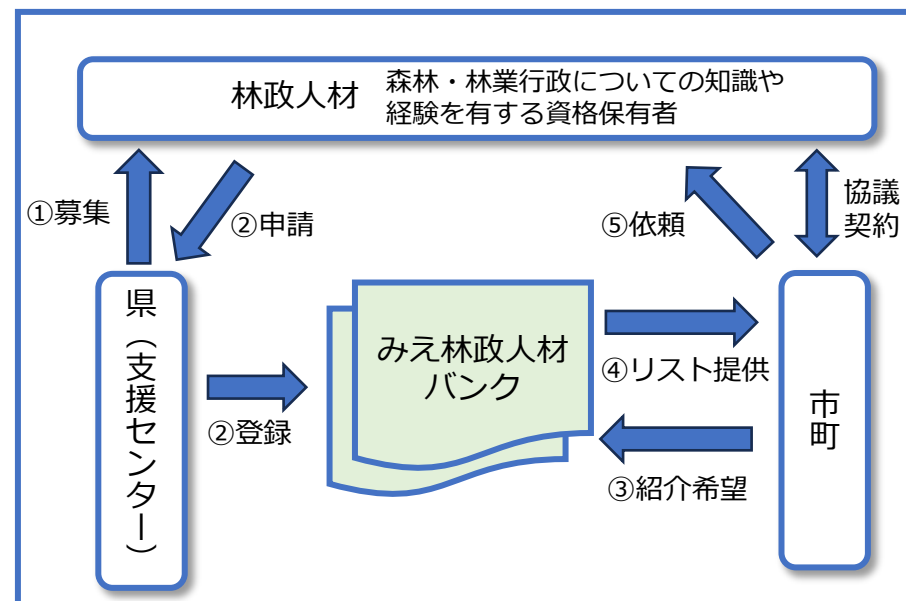
●制度のしくみ

「みえ林政人材バンク制度」の仕組みは次のとおりです。

- ① 県（支援センター※）が、「森林・林業行政についての知識や経験を有する資格保有者（林政人材）※」を広く募集
- ② 林政人材からの申請に基づいて、県（支援センター）が「みえ林政人材バンク」に登録
- ③ 市町が、県（支援センター）に対して登録リストの提供を希望
- ④ 県（支援センター）が、希望のあった市町を活動可能地域として登録した林政人材のリストを当該市町に提供
- ⑤ 市町は、リストに基づいて林政人材に依頼し、協議が整えば、雇用または専門の業務を契約

※ 支援センターとは、「みえ森林経営管理支援センター」の略称で、市町が森林経営管理制度等に円滑に取り組めるよう、三重県が三重県森林協会に委託して、市町への指導や助言等が行える地域林政アドバイザーを配置している組織です。

※ 「森林・林業行政についての知識や経験を有する資格保有者」とは、「森林総合監理士」や「技術士（森林部門）」等の資格を保有している者です。



●取組の効果・実績

登録者数（令和7年9月末時点） 33名

活用者数（令和7年9月末時点） 17名

- ・ 県内市町において森林経営管理制度等の業務に携わる人材として9名が雇用または契約され、市町における意向調査、境界明確化、森林整備の促進に貢献しています。
- ・ 支援センターに8名が地域林政アドバイザーとして雇用され、市町における森林経営管理制度または森林環境譲与税の関連業務の支援を行い、意向調査、境界明確化、森林整備の促進に貢献しています。

URL : <https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700091.htm>



公益社団法人おかやまの森整備公社では、森林経営管理制度を実施する市町村等の人材確保を支援するため、無料職業紹介事業「森林経営管理制度推進人材バンク」の運営を行っています。

この業務に就職を希望される方を対象に、職業相談・紹介・求人情報の提供を行います。

●制度のしくみ

① 申込み

マッチングを希望される方は人材バンクと面談の上、申請書及び求職票を提出いただきます。

② 求人の紹介

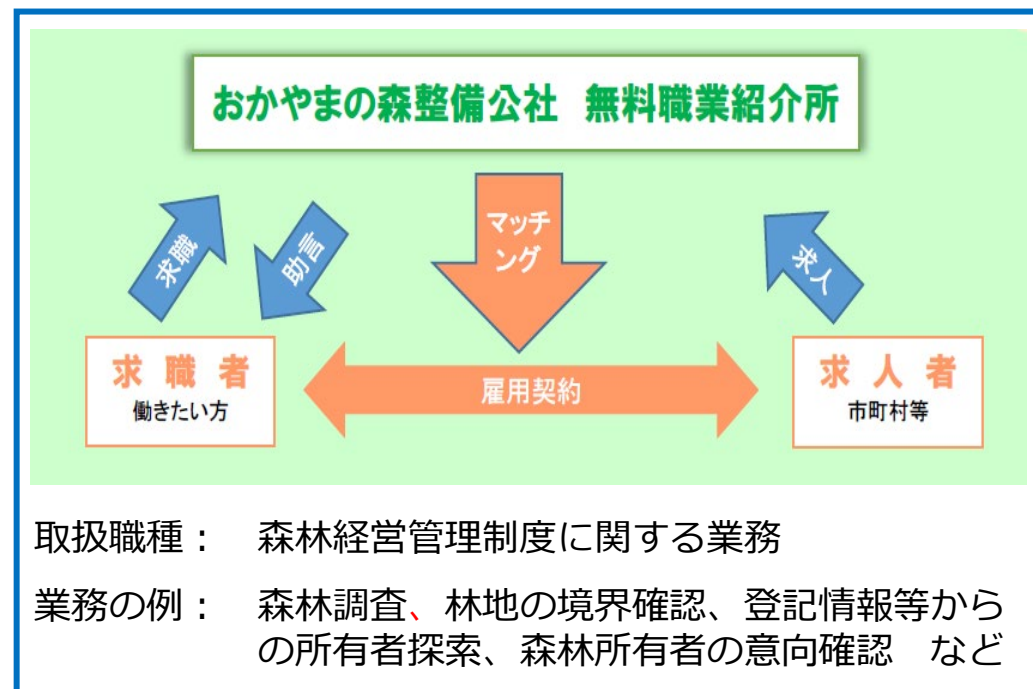
求職者の経験や能力、希望条件などを考慮した上で、マッチングする市町村等をご紹介します。

③ 求人者へ推薦

ご紹介の結果、興味ある市町村等に求職者を推薦します。

④ 面接等

求人者が行う面接等により採否が決定されます。



●取組の効果・実績

令和元年度から令和6年度までの実績：5市町村の求人に対して8名のマッチングを成立させています。

これらの者は、森林経営管理制度に関する事務に従事し、県内の森林整備の促進に大きく貢献しています。

URL：<http://okayamanomoriseibikousha.or.jp/kanriseido/jinzaibank>



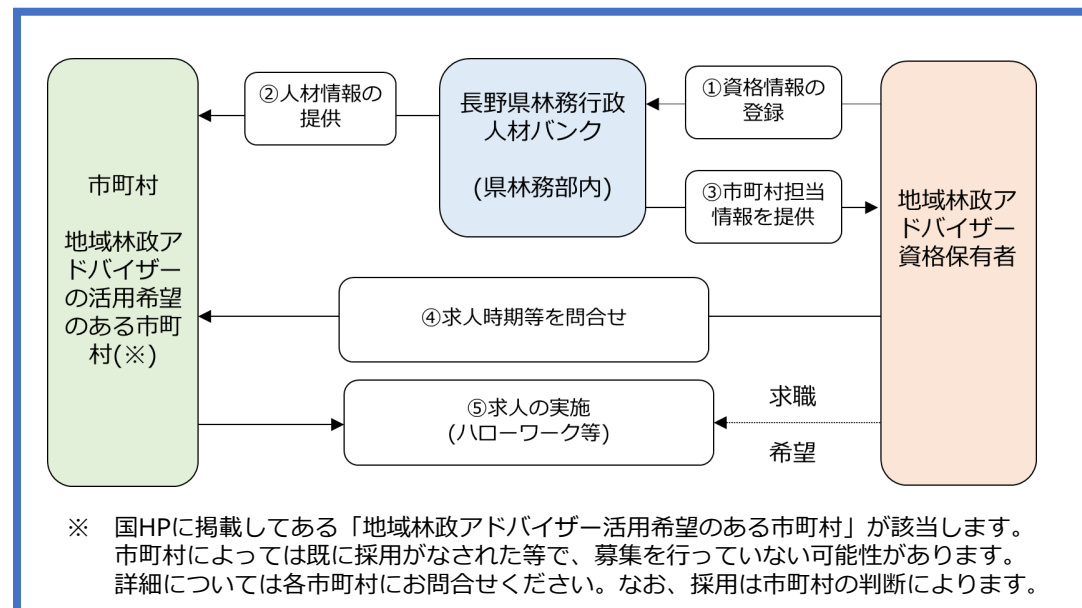
長野県では、林務担当者が1人しかいない等の脆弱な市町村の体制を強化するため、令和5年度から、市町村を支援する取組の一環として、長野県林務行政人材バンクの運営を行っています。

同制度は、森林経営管理制度等の業務を担う人材を探している市町村と、地域林政アドバイザーとして市町村で働くことを希望する者を対象に、マッチングを実施する制度です。

●制度のしくみ

- ① 長野県林務行政人材バンクに地域林政アドバイザーの資格をもつ者等（※）が登録
- ② 県は、活用希望のある市町村に、登録者の情報を提供
- ③ 県は、登録者に、市町村担当者情報を提供
- ④ 登録者は、市町村に求人時期等を問合せ
- ⑤ 市町村は、適宜、ハローワーク等で募集

※長野県林務行政人材バンクへの登録を希望する地域林政アドバイザーの資格を有する者、県主催の地域林政アドバイザー研修を受講し、修了証を交付された者。



●取組の効果・実績

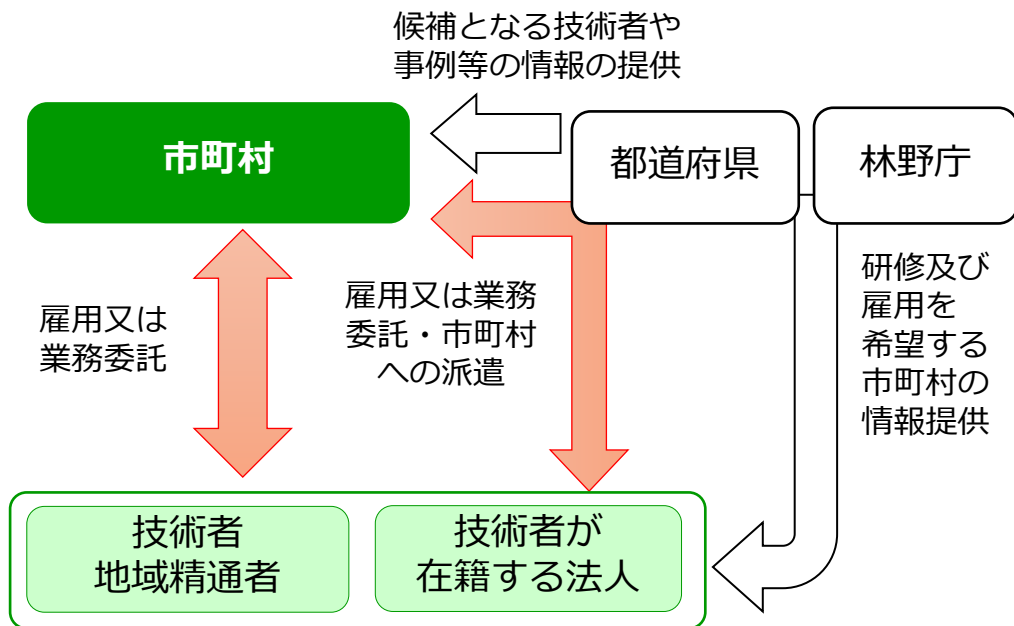
- ・令和6年度には3名の登録があり、それぞれ市町村の地域林政アドバイザーとして活動しています。
- ・市町村担当者からは複数の問い合わせがあり、この制度を活用し体制を強化していきたいとの声があります。
- ・この取組により、市町村のマンパワー不足の解消や技術力の向上に貢献しています。

URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kanriseido.html>
<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/documents/r7bank.pdf>



〈参考〉地域林政アドバイザー制度のスキーム・活用の流れ

○制度のスキーム



- ・地域林政アドバイザーを活用した場合の経費については、**特別交付税措置の対象となります。**

措置率：都道府県0.5・市町村0.7

対象経費：1人あたり500万円が上限

※活用経費に森林環境譲与税等の**特定財源**を充てた場合、その金額を控除した額が対象経費となります。（P5参照）

- ・地域林政アドバイザーは、施策の企画立案や林業関係者等への指導・助言といった政策にかかわる活動を対象としており、**単なる巡視などの単純な活動は対象となりません。**

○活用の流れ（モデルケース）

①募集要件等の検討

- 地域の森林・林業行政の課題を抽出
- 募集要件（案）の作成（必要な技術・経験、待遇等）
- 要綱等の作成・整理

②予算措置等、体制整備

- 議会の議決
- 要綱等の告示・施行

③募集・選考

- 市町村ホームページ等を活用した公募
- 林野庁・都道府県から提供される技術者リストの活用

④委嘱・委託

- 契約書等の締結
- 自治体の長が委嘱する（法人委託の場合は担当者に委嘱）

⑤活動期間中

- 地域林政支援活動（自治体等への指導・助言）に従事
- 技術・能力向上に向けた研修の受講
- 自治体の長へ活動報告

⑥活用実績の報告

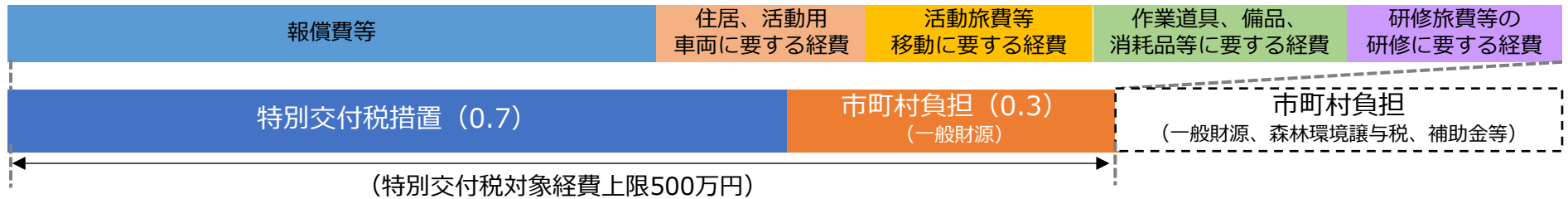
- 総務省へ特別交付税の基礎数値の報告
- 林野庁へ制度活用状況の報告（翌年度7月末㍻）

※一般的に想定される流れを示したものであるため、市町村や都道府県ごとの通常の委嘱・委託手続きに即して行って下さい。

〈参考〉地域林政アドバイザーの活動対象経費等

地域林政アドバイザーの雇用経費に、特別交付税措置を活用するほか、森林環境譲与税を充当しているケースも存在。

対象経費



活用財源 (イメージ)

※活用経費700万円の場合

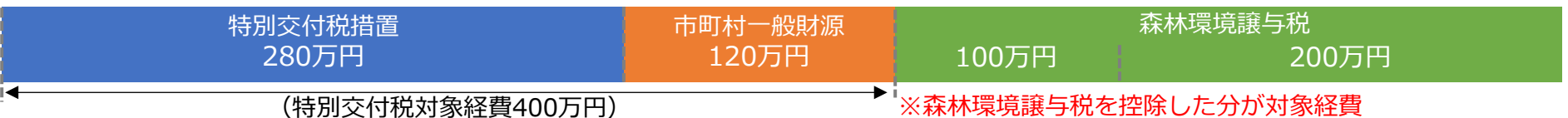
① 特別交付税措置を活用



② 特別交付税措置の活用に加え、森林環境譲与税を充当



③ 特別交付税措置の活用に加え、森林環境譲与税を充当 (経費 - 森林環境譲与税充当額が500万円以下の場合)



④ 森林環境譲与税を活用

